

2009年8月28日

財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター

再生可能エネルギー源にヒートポンプの空気熱を定義

政府は初めて法令により再生可能エネルギー源を定義しました。この中で、ヒートポンプが利用する空気熱、地中熱、水熱（海水熱や河川水熱など）をEUと同様に再生可能エネルギー源と定義しております。

○ 再生可能エネルギー源にヒートポンプの空気熱などを定義

2009年7月に成立したエネルギー供給構造高度化法が8月28日に施行されましたが、本施行令において初めて、法令により再生可能エネルギー源を定義しております。この中で、太陽光や風力と並び、ヒートポンプが利用する空気熱、地中熱、水熱（海水熱や河川水熱など）が再生可能エネルギー源と定義されています。

なお、EUでも2009年6月に施行された「再生可能エネルギー推進に関する指令」において、ヒートポンプが利用する空気熱、地中熱、水熱を「自然界に存在する永続的に使用可能なエネルギー」として再生可能エネルギーと定義しており、今回の定義はEUの再生可能エネルギー導入目標における再生可能エネルギー定義と整合が取れたものとなります。

財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターでは、ヒートポンプ技術への地球温暖化防止対策の「切り札」としての期待に、国産の再生可能エネルギー利用拡大が加わった大きな期待に対し、その実現に向けて、ナショナルセンターとしてなお一層の役割を果たして行きたいと考えております。

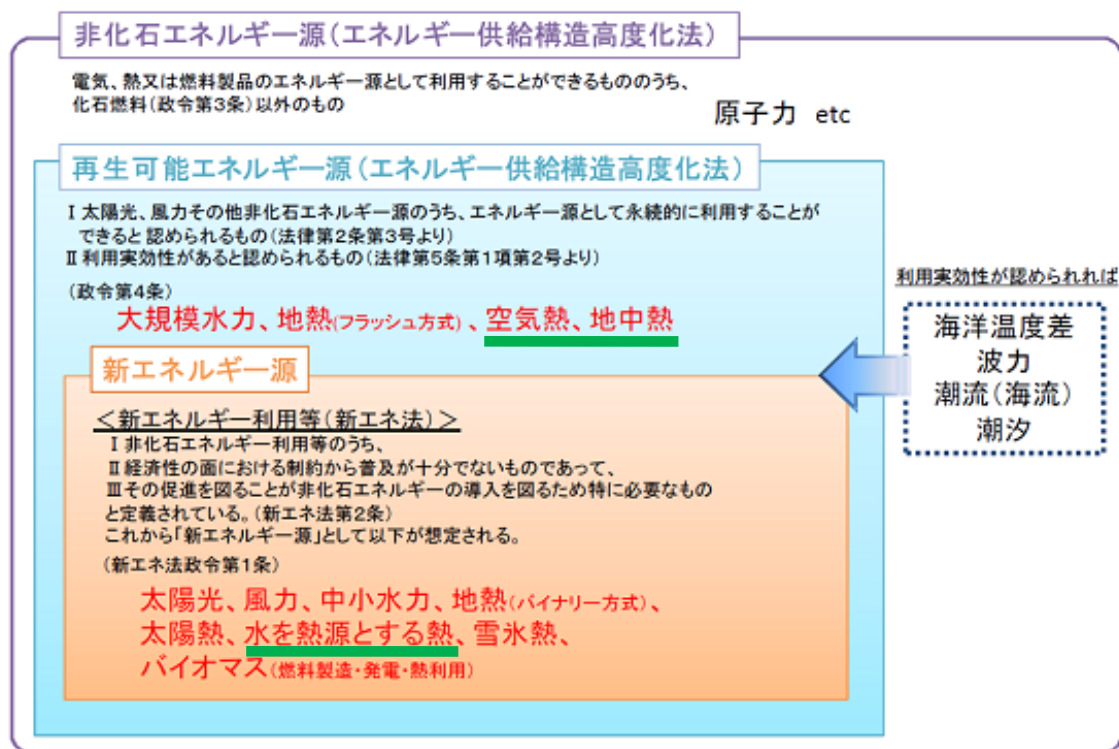
この件に関するお問い合わせ先

財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター 担当 瀬谷、佐々木

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号 蛸殻町Fビル6階

TEL. 03-5643-2402 FAX. 03-5641-4501

エネルギー供給構造高度化法における「再生可能エネルギー」の概念整理



出典：総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会（第37回）資料

エネルギー供給構造高度化法で定めている再生可能エネルギー源はヒートポンプが利用する河川水熱等の「水を熱源とする熱」、空気熱、地中熱を再生可能エネルギー源と定義しています。なお、新エネ法で定められる新エネルギーとしては河川水熱等の「水を熱源とする熱」を利用するヒートポンプのみが対象となります。

以上